推薦対象者決定文書不存在非公開決定審査請求事案（番号10）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年１月30日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、  １．大学進学をする生徒の「指定校推薦」にあたり、どのような手順・基準で推薦対  象者を決定するのかわかる資料  ２．上記推薦対象者を決定するときに、評定平均の小数部分を四捨五入することによ  って、成績が高い生徒よりも低い生徒のほうが推薦対象者となっている事実がわかる資料  ３．令和２年１月29日実施の保護者進路説明会で、今年度に指定校推薦で合格した  生徒の具体的な評定平均を進路担当者が発表したことにより、当該生徒の評定平均が保護者に公開された経緯がわかる資料 |
| 実施機関  の決定 | 令和２年２月12日付け教高第3941号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。  【備考】  この決定は、本件請求文書のうち、２及び３に係るものです。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年２月16日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書「２」について、通常は指定校推薦の対象者は、成績順に決定されるが、府立○○高校においては評定平均の四捨五入を理由として成績が高い生徒よりも低い生徒を推薦対象者として決定している事実があるため、その根拠となる文書が存在することは自明である。  請求文書「３」について、通常、生徒の成績は個人情報に該当するため、他の生徒・保護者に伝達することはありえないが、合格者の成績を保護者進路説明会で発表することにより、校内関係者が進学者を特定することにより特定個人の成績が多くの人に知られることとなったため、その根拠となる文書が存在することは自明である。 |
| 弁明書 | | 府教育委員会においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。 |
| 反論書 | | 請求文書２については、進路指導部で推薦者を決定する際に作成された資料があるのでそれを公開すること。請求文書３については、校長が教育庁に確認すると発言しているためその際に作成された文書を公開すること。 |
| 判　断 | | １　本件請求２について  指定校推薦とは、大学等が定めた指定校の生徒のうち、高校時代の学業成績をもとにした評定平均が、大学が設けた基準を上回る生徒のみ出願することができる制度をいう。  大学等から指定校推薦があると、高校内で希望者の募集が開始され、示された条 |
| 判　断 | | 件を満たし、指定校推薦の利用を希望する生徒は、その意思を高校に申し出るが、大学等が示す募集人数を超える生徒が希望した場合は、校内選考が行われることになる。  校内選考方法は、各高校により異なるが、評定については、一般的には、小数第二位を四捨五入し、進路指導部は、四捨五入後の評定をもって選考を行っている。この際、複数の生徒の評定等を比較するための文書が作成されるが、当該文書には、小数第二位が四捨五入された後の評定が記載されるのであり、評定の小数第二位を記載した文書が存在しないことは不合理ではなく、本件請求２に係る文書が存在しないことは不合理ではない。  ２　本件請求３について  　　令和２年１月29日実施の保護者進路説明会とは、令和元年度において、高校２年生である生徒の保護者向けに行われたものであると推測され、一般的には、同年度における高校３年生の進学率や進学先等の進学実績、受験倍率や志望校選択に関する情報及び就職先に関する情報が、資料をもとに説明されることが想定される。本件請求３に係る事実の存在、不存在に関わらず、それが公開された経緯が文書化されていないことは、前記の保護者説明会の性格から不合理であるとはいえず、本件請求３に係る文書が存在しないことは不合理ではない。  ３　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年１月30日　 同日付け公開請求  ・同年２月12日　　 不存在非公開決定  ・同月16日　　　　 　審査請求  ・同年３月５日　　　 弁明書  ・同月16日　　　　　 反論書  ・同年４月９日　　 諮問 |